

令和 2 年 度

教育委員会定例会（6月）議事録

四條畷市教育委員会事務局

1 開催日時・場所

令和2年6月24日(水) 10時00分から10時50分

四條畷市役所 東別館2階 202会議室

2 出席委員

教 育 長	植田 篤司
教育長職務代理者	山本 博資
委 員	吉田 知子
委 員	竹内 千佳夫
委 員	佃 千春

3 事務局出席者

教 育 部 長	上井 大介	教育部次長兼学校教育 課長兼教育センター長	木村 実
教育部次長兼青少年育 成 課 長 兼 主 任	阪本 武郎	教 育 部 次 長	賀藤 久道
教 育 総 務 課 長	板谷 ひと美	生涯学習推進課長	安田 美有希
教 育 総 務 課 施 設 担 当 課 長	勝村 隆彦	公 民 館 長 兼 主 任	神本 かおり

4 議事録作成者 教 育 総 務 課 井上 裕可

5 付議案件

議題 第21号	四條畷南中学校跡地運動場の一時使用に係る要綱の制定について
報告 第14号	新型コロナウイルス感染拡大防止に関する対応について
報告 第15号	四條畷市立小学校及び中学校における教育指導の計画について
その他	令和3年度使用教科用図書採択事務の進捗状況について

植田教育長

皆様、おはようございます。
漸く、新型コロナウイルス感染症拡大に収束の兆しが見られはじめ、新しい生活様式のもと、以前の日常を取り戻しつつあります。

その一つに、やはり学校再開が挙げられるでしょう。
今月1日から午前組、午後組との授業が始まり、3日には給食が、そして15日からはクラス全員揃っての通常授業がおこなわれております。
子どもたちは約2か月遅れで、新たな学校そして新たな学年での生活をスタートさせることとなりました。

なかでも、今年度より統合となった四條畷小学校においては、新たな登下校が始まり、新しい学び舎での生活が始まった子どもたちもおります。

私自身、子どもたちの様子が気になり、数回登校の見守りに立たせていただきました。

そして、元気に登校する子どもたちと触れ合うことで、日常というものがいかに尊ぶべきものであるか、そして、子どもたちの安心安全を守るべく、取組みを重ねていかねばと強く思いました。

教育委員会として、今まで以上に様々な観点から議論を進めてまいりたいと思います。

それでは、6月の教育委員会定例会を開催します。

四條畷市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、会議録署名者の指名を行います。

本日の会議録署名者は、竹内委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第21号 四條畷南中学校跡地運動場の一時使用に係る要綱の制定についてを議題といたします。

事務局から本件の内容説明を願います。

安田生涯学習推進課長

議案第21号 四條畷南中学校跡地運動場の一時使用に係る要綱の制定についてでございます。

四條畷南中学校跡地については、閉校後、公共施設の個別施設計画原案におきまして、防災機能の確保に合わせて、子ども達の遊べる広場や多世代の利用者が交流する複合施設を早期に整備する方針としていたため、活用をお

<p>(安田生涯学習推進課長)</p>	<p>こなつてこなかつた経過にあります。</p> <p>しかしながら、市民や議会等からの様々な意見を踏まえ、跡地についても、他の施設同様、継続して今後のあり方を検討していくこととなつたことや、跡地については、かねてから団体等からのご要望を受けていたことから、再編整備が開始されるまでの間、跡地運動場を団体等の活動場所として市長部局と協力して活用することとしました。</p> <p>つきましては、跡地運動場の活用にあたり、市民のスポーツ振興及び生涯学習の実践を趣旨として、当該跡地のうち運動場および校舎1階トイレ部分について、別紙要綱の定めるところにより、暫定的に団体等の活動場所として活用していきたいと、本案を上程いたします。</p> <p>現在、南中学校跡地は施設再編室が普通財産として所管しておりますが、利活用を図るにあたっては、施設再編室の有する権限のうち、使用に関する権限を生涯学習推進課にお貸しいただき、さらに生涯学習推進課より市民方々に使用を承認する流れとなります。</p> <p>具体的に、市民の利用に供するにあたっては、各種スポーツ団体等への周知を経たのち、7月23日(祝日の木曜日)以降の使用についての申請を生涯学習推進課にて受け付けを開始したいと考えております。</p> <p>なお、使用時間は、近隣に民家が多くあることも踏まえ、環境が類似する青少年コミュニティー運動広場と同様の使用時間である、8時から18時までとし、他の屋外体育施設と同様の2時間単位で使用をしていただきたいと思いますと考えております。</p> <p>ただし、他の屋外体育施設と同様に、年末年始の12月28日から1月4日までは休場をいたします。</p> <p>また、南中学校跡地は、普通財産であり、普通財産では長期的に占有する行為については貸付料を徴収することとなりますが、今回の件は一日のうちの短時間の使用であり、貸付には当たらないことから、一時的に立入り・使用をするという認識のもと、使用料の徴収はいたしません。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、本件について、質疑等ございましたらお願いします。</p>
<p>山本教育長職務代理者</p>	<p>各団体から希望があるとのことですが、どのくらいの数の団体から申請があると想定されていますか。</p> <p>また、7月23日からということですが、なぜ23日からになるのですよ</p>

(山本教育長職務 代理者)	<p>うか。</p> <p>そして、トイレを使用する際は校舎内に入る必要がありますが、現在、旧四條畷南中学校の校舎は施錠されていると思います。</p> <p>開錠等が必要になってくると思いますが、鍵の管理はどうするのか、また、旧四條畷南中学校の校舎には常駐する人がいないため、トイレより先にも入室できてしまう状況をどのように対処するのか、以上3点お願いします。</p>
安田生涯学習推進 課長	<p>団体数につきましては、スポーツ少年団本部や体育協会等の団体から聞き及んでいる限りでは、サッカーやラグビー、グランドゴルフ等、少なくとも5団体以上が使用すると想定しています。</p> <p>7月23日からの使用とした理由は、7月初旬にスポーツ少年団本部や体育協会の会議があり、その会議のなかで使用開始をの周知をしたく考えているため、その後からの使用開始を想定し、また、連休から使用を開始したいと検討したため、23日と設定させていただいた次第です。</p> <p>校舎内の立入りにつきましては、施設再編室と協議し、トイレ以外につきましては、三角コーンなどで立入禁止を明確に表示したいと思っております。</p> <p>また、使用責任者には、きちんと管理、監督をしていただこうと思っております。</p>
山本教育長職務代 理者	<p>校舎内の鍵については責任者に渡すことになりますか。</p>
安田生涯学習推進 課長	<p>トイレの使用のために校舎内に入ることでできる鍵をお貸しする予定です。</p>
佃委員	<p>運動場内の水道は水道管の漏水が発生しているため使用できないと記載がありますが、熱中症対策や緊急な怪我をしたとき等に使用できるように、将来的には水道管を修繕のうえ、運動場の水道が使うことができれば良いと思うのですが、予定はあるのでしょうか。</p>
安田生涯学習推進 課長	<p>施設再編室に確認している限りでは、運動場の水道に関しては、漏水箇所が特定できていない状況であり、屋外の水栓に関しては元栓から閉めている状態であるため、万が一、怪我等をされた場合につきましては、校舎内の水道をご利用いただきたく考えております。</p>
吉田委員	<p>旧四條畷南中学校の体育館へは立ち入れないように、何か対策等を講じることは検討されているのでしょうか。</p>
安田生涯学習推進	<p>体育館は今回使用することはできません。</p>

課長	申請をされる際に、利用者方々には、ここは立入り禁止区域であると明示したいと思います。
吉田委員	体育館側の運動場については、土砂災害警戒区域になっている部分もあるかと思いますが、立入り禁止にする等の対応はされるのでしょうか。
安田生涯学習推進課長	運動場の一部は、土砂災害警戒区域にあることから、有事を踏まえて、利用者には事前に注意喚起のうえ、使用の承認をしたいと考えております。
竹内委員	トイレの使用に関してですが、トイレの清掃、備品等は団体管理となるのでしょうか。
安田生涯学習推進課長	備品の補充は当課でおこなう予定としておりますが、使用後の清掃等といった原状復帰につきましては、団体をお願いしたいと考えています。
吉田委員	貸出をしている期間の見回りといった使用中の管理については、教育委員会がおこなうのでしょうか。
安田生涯学習推進課長	施設再編室と連携を図りながら管理していく予定です。
植田教育長	その他、質疑等ございませんか。 （「なし」の声）
植田教育長	それでは、ここでお諮りいたします。 議案第21号 四條畷南中学校跡地運動場の一時使用に係る要綱の制定について、原案のとおり可決することに異議はございませんでしょうか。 （「異議なし」の声）
植田教育長	異議はないようですので、議案第21号については、原案のとおり可決とすることに決しました。 次に、報告案件に移ります。 報告第14号 新型コロナウイルス感染拡大防止に関する対応についてを議題といたします。 事務局から本件の内容説明を願います。

木村教育部次長兼
学校教育課長兼教
育センター長

報告14号 新型コロナウイルス感染症予防対策に関する対応について、学校教育に関わる範囲は私から報告させていただきます。

まず、市立小中学校の臨時休業の措置は、6月15日以降は、通常の授業、給食を開始し、学校行事や部活動も再開しています。

次に、臨時的な児童の受入れについては、5月29日までとし、本事業は終了しました。

実績は、3小学校で申請があり、1～2人の対応がありました。

次に、4月補正予算で可決いただいた子どもたちの学びの保障のためのモバイルWi-Fiの扶助の申請が5月25日で締め切られ、41件の申請があり19件の認定がありました。

主な非認定の理由としては、期間外申請や書類不備などです。

今後、新型コロナウイルス感染症による再度の一斉臨時休業等があれば、その時は二次募集も視野に検討してまいります。

次に、学びの保障に関するプリント配布に関しては、学校から用紙代や郵便料を使用したとの報告を受けています。

郵便料については、予算を執行できるタイミングで分散登校が始まったため、予算が比較的多く残っています。

こちらも、再度の一斉臨時休業等の際、活用を検討します。

情報発信につきましては、ホームページにリンクを貼る以外に、学校教育課から3本、各学校からのべ191本の動画配信がなされました。

内容は、学校紹介や新型コロナウイルス感染症対策に関することをはじめ、各教科の内容や課題の解き方など学校の工夫により発信されていました。

私からは以上です。

阪本教育部次長兼
青少年育成課長兼
主任

続きまして、なわてふれあい教室の状況をご説明申し上げます。

各ふれあい教室の開室時間につきましては、5月までの定例会で報告したとおりですが、この間の子どもの登室状況につきまして、ご報告申し上げます。

まず、平時の登室率は、おおむね80%程度ですが、学校休業が始まった3月初めは50%程度の登室率、月末に向け40%程度まで減少いたしました。

4月に入り緊急事態宣言が出されたことで、さらに登室率は下がり、15%から20%で推移する状況が続きました。

40人学級ですと1クラスあたり数人となります。

学校の分散登校が始まったことで、徐々に登室率は上がり、6月15日から学校の通常時間割に対応し、ふれあい教室も通常通り13時15分からの

(阪本教育部次長
兼青少年育成課長
兼主任)

開室、登室率は60%程度で推移しております。

先ほども述べましたが、平常時の登室率は、80%程度であることから、学校へは登校するが、ふれあい教室の利用は控えるという状況となっております。

なお、今年度の夏休みも昨年度に続き、南ふれあいと田原ふれあいに集約して募集を行います。

続き、各施設の状況についてご説明申し上げます。

こちらの状況も、前月の定例会でご報告申し上げたとおりでございます。

公民館、市民ホールにつきましては、利用人数に制限を加えて利用いただいていることから、いつも利用している部屋が利用できないといった問題、特に一番大きい展示ホールでも入れない場合など、現場で対応に苦慮いただいております。

次に、図書館の利用者数は、記載のとおり徐々に回復してきておりますが、天候によって、かなりのばらつきがございます。

図書館では入館時間の制限を緩和するなどしておりますが、利用者は、比較的短い時間で本を選んで、借りて帰るといった利用の流れとなっており、混乱や苦情等、報告すべき事例はございません。

大阪府のコロナ追跡システムでございますが、これは、不特定多数の利用に関し、施設や店、イベント主催者側が登録したQRコードを印刷し入り口付近に掲示し、利用者がスマートフォン等でそのQRコードを読み取り、自身のメールアドレスを大阪府に登録することで、有事の際、「あなたが立ち寄られた施設で、感染判明者が同じ日に利用されていました」と注意喚起のメッセージが送られる仕組みとなっております。

なお、送られてくるメールですが、感染の規模によって差異があるようです。

本市の各施設ではQRコードを掲示し声掛けを行っておりますが、継続的に利用していただけていないように思われます。

しかし、本市の場合、アナログの方法ですが、社会教育施設の利用に際し利用代表者を通し、その日の利用者の氏名と連絡先を名簿で把握していただくという手法も並行して実施しており、有事の際には、連絡が付くよう運用を行っております。

最後、指定管理者への補償につきまして、ご説明申し上げます。

先月同様、休館に伴う補償につきましては、今回、5月分を対象としたことをご報告申し上げます。

植田教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>学校教育、社会教育、全般にわたる報告がございましたが、これに関する質問などございましたらお願いいたします。</p>
吉田委員	<p>通常授業が始まったということですが、水泳の授業については今年度は実施しないと聞いています。</p> <p>保護者への周知状況を含めて、なぜ水泳の授業を実施しないのか、詳細を教えてくださいませんか。</p>
木村教育部次長兼 学校教育課長兼教育センター長	<p>水泳学習につきましては、内科、耳鼻科、眼科、心臓など各種検診がおこなわれていないことにあわせ、実施にあたっては更衣室などの密が避けられないこと、この二つの観点から、本年度の水泳学習の指導中止を市として判断し、5月の校長会で指示をした経緯にあります。</p> <p>また、保護者への周知状況につきましては、小学校では学校だよりや学年だよりを活用しているとのこと、中学校においては、指導内容に関わりますので教科の担当者から随時連絡すると聞き及んでおります。</p> <p>なお、一部保護者にはまだ連絡ができていない学校もあると聞いております。</p>
佃委員	<p>6月15日から本格的に授業が始まったと思いますが、子どもたちには在宅のストレス、そして学校が始まったストレスがあると思います。</p> <p>教育相談や子どもたちに対するアンケート等を実施するといった対応はどのように考えているのでしょうか。</p>
木村教育部次長兼 学校教育課長兼教育センター長	<p>ご指摘のとおり、子どもたち自身が様々な不安を抱えて登校している最中にあります。</p> <p>分散登校期間中も、それぞれの特別面談をおこなったり、リスクを抱える子どもたちについてはケース会議を開いたり、子どもたちの不安に寄り添った対応をおこなってきているところです。</p> <p>また今後も、再開したから大丈夫というのではなく、これからも心配な事案が出てくると思いますので、子どもたちに不安に寄り添った対応をしていきたいと考えております。</p> <p>アンケートに関しましては、子どもたちの心をしっかりと掴むということで、日々の会話のなか等で可能だと考えております。</p> <p>また、従前より、学期に一度は学校生活のアンケートを実施しておりますので、不安感等を把握するためのひとつとして、このアンケートを活用したいと考えております。</p>

<p>佃委員</p>	<p>よろしく申し上げます。 それに加えて、在宅の際、自宅学習や動画配信等をおこなわれていたと思いますが、子どもたち学習状況や反響はどうだったのでしょうか。</p>
<p>木村教育部次長兼 学校教育課長兼教 育センター長</p>	<p>教職員にとってもそこは気になる場所でした。 見ていた子どもたちに問いかけたところ、顔を見ることができて安心した である等、肯定的な意見が多かったと聞いています。 課題の取組み方の動画を流していたなかで、保護者からも、これを見たか ら解き方がわかったという声も届いておりますので、有効な取組みであった と思っております。</p>
<p>山本教育長職務代 理者</p>	<p>モバイルW i - F i の申請が41件で認定が19件だったとのことですが、非認定のなかで、期間外は仕方がないと思いますが、書類不備という内容 はどのようなものだったのでしょうか。 元来、できる限り整備をしていくという内容の予算だったと思いますので、 書類不備については再提出等をおこなって認定すべきだと思います。 41件申請で19件認定というのは、数字的にも少なく感じますし、どの ような不備だったか教えてください。 もう1点、動画配信については、学校間で格差がみられたと感じています。 これから第2波、第3波と発生する可能性もあります。 G I G Aスクール構想もあり、学校からの情報発信も大事になってくると 思いますので、あまり学校間の格差がないようお願いしたいと考えます。</p>
<p>木村教育部次長兼 学校教育課長兼教 育センター長</p>	<p>1点めのモバイルW i - F i の非認定については、非認定の内訳のほとん どは、既に契約しているもしくは二重の申込みになっていたという理由です。 書類不備の件数としては2、3件程度でしたが、これらは契約書がない、 契約日がわからないといった内容のものであり、書類が揃わなくどうしても 認定ができなかった事案です。 2点めの動画配信の学校間格差については、我々も課題と認識しておりま す。 今後、第2波、第3波の可能性、また、これからのG I G Aスクール構想 に鑑み、学校の代表者や校長会を含めて、I C Tにかかる連絡協議会を立ち 上げました。 この連絡協議会のなかで、今後の動画配信や総合型校務支援システム等に関 して学校間で協議をしていき、市として方向性を示すような会議を実施し ていく予定をしています。</p>

<p>(木村教育部次長兼学校教育課長兼教育センター長)</p>	<p>配信している内容を提示したり、今後の方向性を含めて、市で共有しながら、それぞれの学校の強みを広めていくといった取組みを進めていきたいと考えております。</p>
<p>竹内委員</p>	<p>四條畷小学校の統合の件ですが、学校では、通学路の安全指導等についてはご苦労いただいているのは重々理解できます。</p> <p>人数が増え教室も空きがなく、密は避けられない状況ではないかと心配しますが、近況はどうなっていますか。</p>
<p>木村教育部次長兼学校教育課長兼教育センター長</p>	<p>学校再開にあたり、大阪府からマニュアルが示されました。</p> <p>このなかには、子どもと子どもの座席の間隔は1メートル以上確保するといった内容が示されています。</p> <p>このように明記されている内容につきましては、マニュアルに沿って対応しております。</p> <p>一番課題と考えているのは、通学時のマスクの着用といった、新しい生活様式での熱中症対策に関してです。</p> <p>登下校時は、マスクをなるべく着用するよう指導していますが、熱中症対策としては、外しても良いと指導しています。</p> <p>しかし、マスクを外して登校した場合、マスクしてない子どもがいる、といった声上がる可能性もありますので、学校のなかでの指導と併せて、保護者への啓発も課題になると思います。</p> <p>子どもたちにつきましては、学校が再開し、いきいきと活動していると思いますが、従前よりは少し静かであると感じています。</p> <p>新たな生活様式での授業再開のなか、今後の課題は、熱中症対策と新しい生活様式の兼ね合いが一番だと感じております。</p>
<p>竹内委員</p>	<p>ふれあい教室について、通常より利用率が下がっているとのことですが、新型コロナウイルス感染症対策のほかに、なにか理由があると考えていますか。</p> <p>また、これから夏休み期間中の利用申込みの受付が始まると思いますが、例年だと、忍ヶ丘小学校、四條畷南小学校などが比較的余裕があり、これらが優先的に募集をかけていると思いますが、今年の夏休み期間の利用に関して教えてください。</p>
<p>阪本教育部次長兼青少年育成課長兼主任</p>	<p>利用の人数が減ったというのは、国、大阪府並びに本市の災害対策本部による外出自粛というところを利用者が理解して実行したためだと認識しています。</p> <p>行政側の対応といたしまして、新型コロナウイルス感染症対策のためにふ</p>

<p>(阪本教育部次長兼青少年育成課長兼主任)</p>	<p>れあい教室の利用を自粛する場合、利用料を減免する制度を設けさせていただきました。</p> <p>料金ベースで言いますと、例えば5月の1か月分の利用料は、例年で約400万円になりますが、本年の5月の利用料は約120万円に減額となりました。</p> <p>この差額は、利用されていないということで減免申請があったためですので、外出自粛の呼びかけに応じていただいたと同時に、利用料減免の制度をうまくご利用いただけたと感じております。</p> <p>また、1日の利用時間についても、いままでフルでご利用されていた人が、短時間で帰られたりと、お示したパーセンテージ以上に、実際の現場の子どもの数はより少ない印象でした。</p> <p>必要最低限の時間だけ預けて、迎えにくるというパターンもありました。</p> <p>夏季休業中についてですが、6教室中、定員に余裕があるのは田原ふれあいのみです。</p> <p>南ふれあいについては定員40名としておりますが、実際は2部屋で80名分の教室を使用しておりますので、夏季休業中に関しては、田原ふれあいと南ふれあいに限定して、特に南ふれあいに市域全域を受入れることで対応していきたいと考えています。</p> <p>くすのきふれあい及び暇ふれあいに関しては、それぞれ1、2人の待機児童がりましたが、これらについては受入れをしていただきました。</p> <p>これらも鑑みて、夏季休業中の募集に関しては、田原、南ふれあいに集中して全域を対応する予定でございます。</p>
<p>吉田委員</p>	<p>ふれあい教室の利用料について、新型コロナウイルス感染症に関する減免措置は、いつまで対象とする予定でしょうか。</p>
<p>阪本教育部次長兼青少年育成課長兼主任</p>	<p>3月の時点では、この状況がいつまで続くかわからなかったため、減免というより、利用をやめるつまり退室するという形で、判断いただきました。</p> <p>4月に入りまして、一旦退室すると空きがなければ入れなくなりますので、急遽、減免措置を設けることといたしました。</p> <p>学校の通常授業再開日の6月15日をもって本来であれば減免措置は終了することになると思いますが、一定の周知期間を設けまして、6月末までを本減免措置の区切りとしたいと思っています。</p>
<p>吉田委員</p>	<p>1学期は全小中学校で7月末まで授業があり、中学校3学年については8月3日から7日まで午前中授業が実施されるというなか、熱中症対策等、何か新しく決まったことはあるのでしょうか。</p>

<p>(吉田委員)</p>	<p>また、報道などをみていると、子ども用の日傘などが販売されていたりと新たな熱中症対策が考えられているようです。</p> <p>小学生は帽子がありますが、中学生に対して、例えば日傘の許可等ということは考えていますか。</p> <p>日傘に関しては、熱中症対策のほか、ソーシャルディスタンスにも有効だと報道されておりますが、いかがでしょうか。</p>
<p>木村教育部次長兼 学校教育課長兼教 育センター長</p>	<p>熱中症対策につきましては、学校でも検討しているところです。</p> <p>例年は夏季休業であった期間に1学期が延長され、2学期も前倒しになっていますので、市長部局と協議を進め、予算も含めて検討している最中です。</p> <p>2点目の日傘については、学校のルールに関わってくると思います。</p> <p>実際に日傘を許可している学校もあると聞いております。</p> <p>日傘については、距離がとれるという利点もありますが、傘を差していることが危険であるという考え方もありますので、各学校の実態のなかで判断をいただきたいと考えています。</p> <p>日傘、帽子の着用については、学校に対し、新型コロナウイルス感染症対策で使用の可否について投げかけておりますので、後の判断は学校長でそれぞれの地域の実態に応じて判断いただきたいと考えております。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>その他に、確認質問等ございますか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは、報告第15号 四條畷市立小学校及び中学校における教育指導の計画についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容を説明願います。</p>
<p>木村教育部次長兼 学校教育課長兼教 育センター長</p>	<p>報告第15号 四條畷市立小学校及び中学校における教育指導の計画についてでございます。</p> <p>四條畷市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第13条に基づき、各校の教育指導の計画について、別冊子のとおり各校において作成したため、報告するものであります。</p> <p>冊子については、委員皆様のお席に置かせていただいております。</p> <p>まず、本条文におきましては、「校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年学年初めに、教育委員会に報告するものとする。」と記載されています。</p> <p>各号については、(1) 学校経営の重点、(2) 学習指導及び生徒指導の重点、(3) 健康管理と指導の重点、(4) 日課表、(5) 校務分掌、(6) 行事予定表、(7) 教職員の研修計画の7項目でございます。</p> <p>各校で作成いたしました別冊子には、これらを含む本年度の指導事項が盛</p>

	<p>り込まれています。</p> <p>なお、今年度は新型コロナウイルス感染症防止を趣旨とした臨時休業が5月末までであったため、そのことを踏まえた指導計画の内容は後日提出と学校に指示しております。今回の提出は、それ以外の内容となっておりますので、ご確認をいただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
植田教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>確認質問等ありましたら、お願いします。</p>
佃委員	<p>学校行事に関して、市教委としての一定の方針というか、大きな体育大会とかどうお考えか、大まかでいいので何かありますでしょうか。</p>
木村教育部次長兼 学校教育課長兼教 育センター長	<p>学校行事に関しまして、私が把握している範囲でご説明いたします。</p> <p>まず、小学校の運動会につきましては、土曜日に時間を短縮しておこなうと聞いております。</p> <p>例年でしたら、土曜日開催で、次の月曜日は代休を取っていたのですが、それはせず、土曜日授業という形での実施と決定しております。</p> <p>中学校の体育大会につきましては、平日丸一日使って実施していたものを、午前中のみとし、午後からは振返りといった特別活動を含めた授業をすると聞いております。</p> <p>小学校の修学旅行につきましては、毎年秋に実施しておりますのでそのまま実施予定としております。</p> <p>また、林間学習につきましては、例年1学期終業後に実施していたものを秋へと延期しています。</p> <p>中学校の修学旅行は、もともと春だったのですが、9～11月の間に延期すると聞いております。</p> <p>スキー林間につきましては、今のところ通常の実施と聞いております。</p> <p>加えまして、小学校においては土曜参観や、各学校でお祭りのような行事がありますが、これにつきましても、午前中授業で、代休なしという対応をすると聞いております。</p> <p>これらにつきましては、学校とも共有しながら対応しているところです。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大が、万が一、第2波、第3波となりましたら、変更になる可能性はありますが、現時点ではこのような状況です。</p>
植田教育長	<p>学校の行事を削って、授業に回すということではなく、子どもたちの学び</p>

(植田教育長)	を相対的に考えて対応していただきたいと思います。
吉田委員	授業中における顔を寄せ合っの班のなかでの話合い等といったことに関して、何か対策はされていますか。
木村教育部次長兼 学校教育課長兼教 育センター長	<p>現在、班活動や机を寄せ合う、向かい合わせということは学校のなかでは一切していません。</p> <p>ただし、クラスメイトとの意見交換等は、先生が前で対応しながら、意見を広めるという形でしています。</p> <p>給食についても同様に、全員前を向いて食べている状況です。</p>
植田教育長	<p>その他、何か質問等ありますでしょうか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
植田教育長	<p>では、その他の案件に移ります。</p> <p>事務局からお願いします。</p>
木村教育部次長兼 学校教育課長兼教 育センター長	<p>教科書採択に係る進捗状況の報告について、これまでの経過報告と今後の取組みを報告します。</p> <p>机上に配布させていただいた資料をご覧ください。</p> <p>まず、4月に教育委員会から選定委員会への諮問を受け、5月29日に第1回めの選定委員会のなか、中学校における教科書については調査研究するために3人の調査員を決め、その調査員会において調査研究をおこなうとしました。</p> <p>これを受けまして、調査員を各中学校長より教員のなかから推薦していただき、6月2日、3日に第1回調査員全体会を開催しました。</p> <p>例年でしたら、全員を集めてですが、今回4分割としたため、全体会を2日にわけておこなっております。</p> <p>3人で構成された調査員により、令和3年度使用中学校教科用図書の研究について、今後、3回程度協議を重ね、選定委員会へ報告をお願いしています。</p> <p>続き、6月12日に開かれた第2回選定委員会においては、調査員全体会の報告、調査研究報告書及び学校意見書の取扱いについて審議しました。</p> <p>次に、教科書移動展示は、5月28日から中学校を2巡し、7月8日まで移動展示を行っています。</p>

<p>(木村教育部次長 兼学校教育課長兼 教育センター長)</p>	<p>併せて、市役所内教科書センターにおいて、教科書法定外展示が6月8日から11日まで、教科書法定展示が6月12日から7月1日までとなります。 このことは、市ホームページや広報誌等で市民の皆様にも周知しており、現在閲覧にお越しいただいています。</p> <p>今後は、7月初旬に各種目の調査員会からの調査研究の報告を選定委員会が受けることになっており、その報告を受け、第3回選定委員会を開催し、7月の教育委員会で答申する内容について議論してまいります。 以上です。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>確認質問等ありますでしょうか。</p>
<p>佃委員</p>	<p>教科書というのは、学校の先生方にとって使いやすいというのはもちろんのこと、子どもたちにとって興味がわく、勉強をしようと思意欲をもつものがありますので、学校の先生方の意見書がすごく大事だと思います。 もちろん、選定委員会の答申もありますが、学校を2回も巡回されるということですので、学校で意見書を丁寧に書いていただいて、白紙ということがないように、よろしく願います。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>ありがとうございます。 その他、何か質問等ありますでしょうか。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>その他、事務局いかがでしょうか。</p>
<p>神本公民館長兼主任</p>	<p>令和元年度3月定例会の議案第11号にて議決をいただきました「四條畷市市民総合センター及び四條畷市立公民館の臨時開館の取り下げについての報告ででございます。</p> <p>四條畷市市制施行50周年記念協力事業「ギネス記録に挑戦&50周年カウントダウンイベント」の実施にあたり、6月30日月末休館日及び7月1日の時間外に市民総合センター及び公民館を臨時開館する予定でしたが、この度、新型コロナウイルス感染症の対策として、会場を使用せず、オンライン形態で実施することとなったため、四條畷市長から臨時開館の申請が取り下げられましたので報告させていただきます。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>コロナの感染症対策ということでございます。 確認質問などありましたら、お願いいたします。</p>

植田教育長	<p>(「なし」の声)</p> <p>その他、事務局から何かありますでしょうか。</p>
植田教育長	<p>(「なし」の声)</p> <p>それでは、本日予定の定例会を閉会いたします。 どうもありがとうございました。</p>

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年9月23日

四 條 畷 市 教 育 長 植 田 篤 司

四條畷市教育委員会教育委員 竹内 千佳夫